

# 社会保険に関する一般常識

## 国民健康保険法

### (1) 賦課限度額（令29条の7第2項）

保険料負担の公平性の確保及び中低所得層の保険料負担の軽減を図る観点から、国民健康保険の保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を58万円から**61万円**に引き上げることとしました。

賦課額の種類		賦課限度額	
		改正前	改正後
基礎賦課額	賦課額のうち、国民健康保険事業に要する費用（後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を除きます）に充てるための賦課額	58万円	<b>61万円</b>
後期高齢者支援金等賦課額	賦課額のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための賦課額	19万円	
介護納付金賦課額	賦課額のうち、介護納付金の納付に要する費用に充てるための賦課額	16万円	

### (2) 軽減判定所得の見直し（令29条の7第5項）

経済動向等を踏まえ、保険料軽減の対象世帯に係る所得判定基準を次のように見直すこととし、保険料軽減の対象世帯を拡大しました。

- ① 5割軽減の対象世帯に係る所得判定基準の算定において被保険者数に乘すべき金額を27.5万円から28万円に引き上げました。
- ② 2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準の算定において被保険者数に乘すべき金額を50万円から51万円に引き上げました。



**参考** 高齢者の医療の確保に関する法律施行令に規定する所得の少ない被保険者に対して課する後期高齢者医療の保険料の算定に係る基準についても、②と同様の改正が行われています（高齢者の医療の確保に関する法律施行令18条4項）。

**(3) 高額療養費** (令 29 条の 3、29 条の 4)

健康保険法に準じ、70 歳以上の被保険者等に係る高額療養費について、一般区分の外来特例に係る算定基準額の引き上げ、現役並み所得区分の外来特例の廃止、現役並み所得区分に係る区分の細分化及び算定基準額の引き上げ等が行われています。

また、70 歳以上の被保険者等に係る高額介護合算療養費について、現役並み所得区分に係る区分の細分化及び算定基準額の引き上げ等が行われています。

**高齢者の医療の確保に関する法律**

高額療養費算定基準額及び高額介護合算療養費に係る介護合算算定基準額について、健康保険の 70 歳以上の被保険者等に係るものに準じた改正が行われています。

**① 高額療養費算定基準額** (令 15 条)

所得区分		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み 所得者Ⅲ	課税所得	<b>252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 100 分の 1</b>	
	690 万円以上	<b>多数回該当 : 140,100 円</b>	
現役並み 所得者Ⅱ	課税所得	<b>167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 100 分の 1</b>	
	380 万円以上	<b>多数回該当 : 93,000 円</b>	
現役並み 所得者Ⅰ	課税所得	<b>80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 100 分の 1</b>	
	145 万円以上	<b>多数回該当 : 44,400 円</b>	
一般 所得者	標準報酬月額	<b>18,000 円</b>	<b>57,600 円</b>
	145 万円未満	<b>年間上限 : 144,000 円</b>	<b>多数回該当 : 44,400 円</b>
低所得者Ⅱ		8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ			15,000 円

## ② 介護合算算定基準額（令16条の3）

所得区分		介護合算算定基準額
現役並み所得者Ⅲ	課税所得 690 万円以上	2,120,000 円
現役並み所得者Ⅱ	課税所得 380 万円以上	1,410,000 円
現役並み所得者Ⅰ	課税所得 145 万円以上	670,000 円
一般所得者	課税所得 145 万円未満	560,000 円
低所得者Ⅱ		310,000 円
低所得者Ⅰ（世帯全員が年金収入 80 万円以下の者等）		190,000 円

## 介護保険法

### (1) 一定以上の所得を有する第1号被保険者に係る居宅介護サービス費等の額（法49条の2ほか）

介護保険制度を今後も持続可能なものとし、世代内・世代間の負担の公平、負担能力に応じた負担を求める観点から、負担能力のある者について、負担割合を見直すこととしました。

① 第1号被保険者であつて政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である要介護被保険者（次項に規定する要介護被保険者を除く。）が受ける次の各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

各号 略


② 第1号被保険者であつて政令で定めるところにより算定した所得の額が前項の政令で定める額を超える政令で定める額以上である要介護被保険者が受ける同項各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。


**解説**

介護保険制度においては、サービスを利用した場合の利用者負担は原則 1 割、一定以上所得者については 2 割とされていましたが、平成 30 年 8 月 1 日から 2 割負担となる所得を有する者のうち特に所得の高いものについては利用者負担を**3割**とすることとしました。

これに伴い、その基準となる所得の算定方法と金額を定めるとともに、所要の規定の整備も行われましたが、負担割合の区分は次表のとおりです。

所得区分		負担割合
一定以上所得者	合計所得金額が 220 万円以上	<b>3 割</b>
一定以上所得者	合計所得金額が 160 万円以上	2 割
一般所得者	合計所得金額が 160 万円未満	1 割

**参考**  「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。なお、合計所得金額が 220 万円以上であっても、世帯の 65 歳以上の者の「年金収入とその他の合計所得金額（合計所得金額から年金の雑所得を除いた所得金額）」の合計が単身で 340 万円、2 人以上の世帯で 463 万円未満の場合は 2 割負担又は 1 割負担になります。

## (2) 保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例 (法 69 条 5 項)

第 1 項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等が、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に利用した居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービス並びに行った住宅改修に係る第 3 項各号に掲げる介護給付等について当該各号に定める規定を適用する場合（第 49 条の 2 第 2 項又は第 59 条の 2 第 2 項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、第 49 条の 2 第 2 項又は第 59 条の 2 第 2 項の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「100 分の 70」とあるのは、「**100 分の 60**」とする。


**解説**

介護保険制度では、保険料未納対策として、保険給付時以前に保険料を滞納し、徴収権が時効消滅した者が保険給付を受けることとなった場合において、徴収権の消滅期間に応じた期間、保険給付割合を 8 割又は 9 割給付から 7 割給付へ引き下げることとしています。

3 割負担の導入に伴い、3 割負担者については、従前のままだと給付減額が果たすべき未納対策としての役割が失われることとなるため、3 割負担者に給付減額の措置を講じる場合には、保険給付割合を 6 割（自己負担割合を 4 割）とすることとしました。

### (3) 高額医療合算介護サービス費（令 22 条の 3）

高額医療合算介護サービス費について、健康保険と同様に、現役並み所得区分に係る区分の細分化（3 段階に区分）及び医療合算算定基準額の引上げ等が行われました。

所得区分		介護合算算定基準額
現役並み所得者Ⅲ	課税所得 690 万円以上	<b>2,120,000 円</b>
現役並み所得者Ⅱ	課税所得 380 万円以上	<b>1,410,000 円</b>
現役並み所得者Ⅰ	課税所得 145 万円以上	670,000 円
一般所得者	課税所得 145 万円未満	560,000 円
低所得者Ⅱ		310,000 円
低所得者Ⅰ（世帯全員が年金収入 80 万円以下の者等）		190,000 円

#### (4) 都道府県知事の指示等 (法 69 条の 38 第 2 項)

都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員若しくは当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員が第 69 条の 34 第 1 項若しくは第 2 項の規定に違反していると認めるとき、又はその登録を受けている者で介護支援専門員証の交付を受けていないもの（以下この項において「介護支援専門員証未交付者」という。）が介護支援専門員として業務を行ったときは、当該介護支援専門員又は当該介護支援専門員証未交付者に対し、必要な指示をし、又は当該都道府県知事の指定する研修を受けるよう命ずることができる。

#### 解説

指示等の対象として「介護支援専門員の義務の規定に違反した介護支援専門員」と規定していたものを、「介護支援専門員の登録を受けている者で介護支援専門員証の交付を受けていないもの（介護支援専門員証未交付者）が介護支援専門員として業務を行ったとき」も対象としました。

#### (5) 登録の消除 (法 69 条の 39 第 3 項)

第 69 条の 2 第 1 項の登録〔編注：介護支援専門員の登録〕を受けている者で介護支援専門員証の交付を受けていないものが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録をしている都道府県知事は、当該登録を消除しなければならない。

- i) ii) 略
- iii) 介護支援専門員として業務を行い、情状が特に重い場合

#### 解説

従来、登録の消除事由として「介護支援専門員証の交付を受けていないものが介護支援専門員として業務を行った場合」を掲げていましたが、単に行った場合ではなく、業務を行い、その「情状が特に重い場合」を削除事由としました。

## 船員保険法

### (1) 高額療養費（令9条、10条、令12条）

健康保険法に準じ、70歳以上の被保険者等に係る高額療養費について、一般区分の外来特例に係る算定基準額の引き上げ、現役並み所得区分の外来特例の廃止、現役並み所得区分に係る区分の細分化及び算定基準額の引き上げ等が行われています。

また、70歳以上の被保険者等に係る高額介護合算療養費について、現役並み所得区分に係る区分の細分化及び算定基準額の引き上げ等が行われています。

### (2) 保険料率（平31.2.22厚労告41号）

平成31年度の保険料率については、次表のとおりであり、平成30年度から変更はありません。

	平成30年度	平成31年度
疾病保険料率	1000分の96.0	1000分の96.0
災害保健福祉保険料率	1000分の10.5	1000分の10.5
介護保険料率	1000分の16.1	1000分の16.1
疾病任意継続被保険者（一般保険料率）	1000分の99.3	1000分の99.3

※ 平成30年度とは、平成31年2月分（疾病任意継続被保険者については3月分）までのものです。

## 確定給付企業年金法

制度間のポータビリティを拡充し、老後の所得確保に向けた継続的な自助努力を行う環境を整備するため等から所要の改正が行われました。なお、制度間のポータビリティとは転職時等に制度間（例：確定給付企業年金⇒確定拠出年金）の資産移換を可能とするものをいいます。

ポータビリティ拡充の全体像

		移換先の制度			
移換前に加入していた制度		確定給付	企業型 確定拠出	個人型 確定拠出	中小企業 退職金共済
	確定給付	○	○ ※1	○ ※1	× → ○ ※3
	企業型 確定拠出	× → ○	○	○	× → ○ ※3
	個人型 確定拠出	× → ○	○	○	×
	中小企業 退職金共済	○ ※2 → ○ ※2 + ※3	○ ※2 → ○ ※2 + ※3	×	○

○：移換可能 ×：移換不可

※1：確定給付企業年金から企業型・個人型確定拠出年金には、本人からの申出により、脱退一時金相当額を移換可能。

※2：中小企業退職金共済に加入している企業が、中小企業でなくなった場合に、資産の移換を認めている。

※3：合併等の場合に限って措置。


(1) 中途脱退者（法 81 条の 2 第 1 項）

確定給付企業年金（以下この条において「移換元確定給付企業年金」という。）の**中途脱退者**（当該確定給付企業年金の加入者の資格を喪失した者（規約で定める**脱退一時金を受けるための要件を満たす場合に限る。**）をいう。以下同じ。）は、他の確定給付企業年金（以下この条において「移換先確定給付企業年金」という。）の加入者の資格を取得した場合であって、移換先確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、移換元確定給付企業年金の資産管理運用機関等から脱退一時金の額に相当する額（以下「脱退一時金相当額」という。）の移換を受けることができる旨が定められているときは、移換元確定給付企業年金の事業主等に脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。



**解説**

中途脱退者については、従来、「確定給付企業年金の加入者の資格を喪失した者（確定給付企業年金の加入者の資格を喪失した日において当該確定給付企業年金の事業主等が支給する老齢給付金の受給権を有する者を除く）であって、政令で定めるところにより計算したその者の当該確定給付企業年金の加入者であった期間が政令で定める期間（20年）に満たないもの」と定義されていましたが、これを「確定給付企業年金の加入者の資格を喪失した者（規約で定める脱退一時金を受けるための要件を満たす場合に限る）」としました。

 脱退一時金相当額の移換ができなかった資格喪失者（資格喪失時に規約で定める老齢給付金の受給要件のうち支給開始要件以外の要件を満たす者）も他の企業年金や企業年金連合会へ脱退一時金相当額の移換を可能としたことから、中途脱退者の定義を見直しました。


## （2）確定給付企業年金から独立行政法人勤労者退職金共済機構への積立金等の移換（法82条の4）

実施事業所の事業主が会社法その他の法律の規定による合併、会社分割その他の行為として厚生労働省令で定める行為（以下この項において「**合併等**」という。）をした場合であって、当該合併等に係る事業主が、当該合併等により**確定給付企業年金の加入者の資格を喪失した者**を中小企業退職金共済法第2条第7項に規定する被共済者として同条第3項に規定する**退職金共済契約を締結**するときは、当該事業主は、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、当該加入者であった者の**同意**を得て、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に機構への当該同意を得た加入者であった者に係る**積立金**（第83条の規定により当該確定給付企業年金が終了した場合は、第89条第6項に規定する**残余財産**）の**移換を申し出ることができる**。

**解説**

合併等を行った事業主が中小企業者である場合、中小企業退職金共済制度と企業年金制度との間で、資産移換を行うことができるようにしました。

この移換は、合併等に係る事業主が、当該合併等により**確定給付企業年金の加入者の資格を喪失した者**を中小企業退職金共済制度の被共済者として**退職金共済契約を締結**するときであって、当該加入者であった者の**同意**を得た場合に限り行うことができます。

**ポイント**  事業主等は、この移換の申出に基づき、積立金を移換したときは、当該積立金を移換した者に係る給付の支給に関する義務を免れます。


### (3) 確定拠出年金又は独立行政法人勤労者退職金共済機構から 確定給付企業年金への資産の移換 (法 82 条の 5)


事業主等は、その資産管理運用機関等が確定拠出年金法第 54 条の 4 第 2 項若しくは第 74 条の 4 第 2 項の規定によりこれらの項に規定する**個人別管理資産**の移換を受けた場合又は中小企業退職金共済法第 17 条第 1 項若しくは第 31 条の 4 第 1 項の規定により機構から同法第 17 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める金額の引渡し若しくは同法第 31 条の 4 第 1 項に規定する**解約手当金に相当する額**の移換を受けた場合は、これらの金額を原資として、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、当該加入者に対し、**老齢給付金等の支給**を行うものとする。

#### 解説

確定拠出年金で積み立てた資金を、転職時に転職先の確定給付企業年金に資産を移換したり、独立行政法人勤労者退職金共済機構から解約手当金に相当する額を移換したりし、その移換資金も合わせた形で転職先の企業年金を実施することができるようにしました。

事業主等は、その資産管理運用機関等が確定拠出年金法の規定により**個人別管理資産**の移換を受けた場合や中小企業退職金共済法の規定により独立行政法人勤労者退職金共済機構から**解約手当金に相当する額**の引渡しもしくは**解約手当金に相当する額**の移換を受けた場合は、これらの金額を原資として、当該加入者に対し、**老齢給付金等の支給**を行います。

**ポイント**  事業主等は、この規定により老齢給付金等の支給を行うこととなったときは、その旨を当該加入者に通知しなければなりません。

**ポイント**  資産管理運用機関等が、独立行政法人勤労者退職金共済機構から解約手当金に相当する額の引渡し又は解約手当金に相当する額の移換を受けたときは、これらの金額については、事業主が拠出した掛金とみなします(法56条3項)。

## 確定拠出年金法

### (1) 簡易企業型年金 (法3条5項)

厚生年金適用事業所の事業主が次に掲げる要件に適合する企業型年金(第19条第2項及び第23条第1項において「**簡易企業型年金**」という。)について、第1項の承認〔編注：企業型年金規約についての厚生労働大臣の承認〕を受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、前項第3号から第5号までに掲げる書類及び同項第6号に掲げる書類(厚生労働省令で定める書類に限る。)の添付を省略することができる。

- i) 実施事業所に使用される**全ての第1号等厚生年金被保険者**(厚生労働省令で定める者を除く。)が実施する企業型年金の**企業型年金加入者の資格を有すること**。
- ii) 実施する企業型年金の企業型年金加入者の資格を有する者の数が**100人以下**であること。
- iii) その他厚生労働省令で定める要件

#### 解説

確定拠出年金の普及・拡大を図るため、設立条件を一定程度パッケージ化された制度とすることで、設立時に必要な書類等を削減して設立手続を緩和するとともに、制度運営についても負担の少ないものにするなど、中小企業向けにシンプルな制度設計とした企業型年金を設けたもので、これを「**簡易企業型年金**」といいます。

簡易企業型年金を実施するためには、次の要件を満たす必要があります。

- ① 実施事業所に使用される**全ての第1号等厚生年金被保険者**(厚生労働省令で定める者を除きます)が実施する企業型年金の**企業型年金加入者の資格を有すること**(加入者資格として一定の資格を定めることはできません)

- ② 実施する企業型年金の企業型年金加入者の資格を有する者の数が **100 人以下**であること
- ③ その他厚生労働省令で定める要件

**(2) 運営管理業務の委託** (法 7 条 4 項)

事業主は、第 1 項の規定により確定拠出年金運営管理機関に運営管理業務の全部又は一部を委託した場合（第 2 項の規定により再委託した場合を含む。）は、少なくとも5年ごとに、運営管理業務の実施に関する評価を行い、運営管理業務の委託について検討を加え、必要があると認めるときは、確定拠出年金運営管理機関の変更その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

**解説**

事業主は、政令で定めるところにより、運営管理業務の全部又は一部を確定拠出年金運営管理機関に委託することができます。


この委託する場合は、事業主は、少なくとも 5 年ごとの運営管理業務の評価等の実施に努めることとされた

**(3) 事業主掛金** (法 19 条 2 項、令 10 条の 3)

<b>改正前</b>	事業主掛金の額は、企業型年金規約で定めるところにより <u>算定した額</u> とする。
<b>改正後</b>	事業主掛金の額は、企業型年金規約で定める <u>もの</u> とする。 <u>ただし、簡易企業型年金に係る事業主掛金の額については、政令で定める基準に従い企業型年金規約で定める額とする。</u>

**解説**

新たに簡易企業型年金の制度が設けられたことから、簡易企業型年金に対する規制を設けたもので、簡易企業型年金に係る事業主掛金の額については、政令で定める基準に従い企業型年金規約で定める額とすることとされています。

**ポイント**  この政令で定める基準は、事業主掛金が**定額**であることとされています（簡易企業型年金以外の場合は、定率にすることができます）。

#### (4) 事業主の責務（法 22 条）

- ① 事業主は、その実施する企業型年金の企業型年金加入者等に対し、これらの者が行う第 25 条第 1 項の運用の指図に資するため、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を継続的に講ずるよう努めなければならない。
- ② 事業主は、前項の措置を講ずるに当たっては、継続的に実施するとともに、企業型年金加入者等の資産の運用に関する知識を向上させ、かつ、これを第 25 条第 1 項の運用の指図に有効に活用することができるよう配慮するものとする。

#### 解説

企業型確定拠出年金において投資教育は、事業主の責務とされています。投資教育は制度導入時には、その実施が努力義務されていますが、制度導入後の継続投資教育の実施は「配慮義務」とされていました。そのため、継続投資教育の実施率が低いことが指摘されていたことから、継続投資教育の実施も「努力義務」に格上げされました。

### (5) 運用の方法の選定及び提示 (法 23 条、令 15 条の 2)

企業型年金加入者等に係る運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関（運用関連業務を行う事業主を含む。以下「企業型運用関連運営管理機関等」という。）は、政令で定めるところにより、次に掲げる運用の方法のうち政令で定めるもの（次条第 1 項において「対象運用方法」という。）を、企業型年金加入者等による適切な運用の方法の選択に資するための上限として政令で定める数以下で、かつ、3 以上（簡易企業型年金を実施する事業主から委託を受けて運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関（運用関連業務を行う簡易企業型年金を実施する事業主を含む。）にあつては、2 以上）で選定し、企業型年金規約で定めるところにより、企業型年金加入者等に提示しなければならない。


各号 略

#### 解説

従来、運用商品提供数の上限の定めはありませんでしたが、**35 本**（政令で定める数）を上限とする制約を設けました。

また、分散投資を促すため、従来の「①少なくとも 3 つ以上の運用商品の提供義務、② 1 つ以上の元本確保型商品の提供義務」については、「リスク・リターン特性の異なる 3 つ以上の運用商品の提供義務」へ一本化されています（法律上、元本確保型商品の提供義務の部分が削除されています）。

「3 つ以上の運用商品の提供義務」に関して、簡易企業型年金においては、運用商品提供数の下限について「2 本」とされています。


 商品数が多いと、選択が難しくなってしまうことがあることなどから、従来の提供数（平均 18 本）や加入者の選好を阻害しないこと等の観点を踏まえて、見直しが行われました。

## (6) 指定運用方法の選定 (法23条の2)

- ① 企業型運用関連運営管理機関等は、企業型年金規約で定めるところにより、前条第1項の規定により提示する運用の方法のほか、対象運用方法のうちから**一の運用の方法**を選定し、企業型年金加入者に提示することができる。
- ② 前項の規定により選定した運用の方法（以下「**指定運用方法**」という。）は、長期的な観点から、物価その他の経済事情の変動により生ずる損失に備え、収益の確保を図るためのものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものでなければならない。

### 解説

「あらかじめ定められた指定運用方法」に係る規定を整備しました（新設しました）。指定運用方法とは、新たに加入した者が、最初の掛金納付日から規約に定める一定の期間を経過しても運用商品の選択を行っていない場合に、加入者自身が運用商品の選択を行ったものとみなして自動的に購入される運用商品のことです。なお、設定は運営管理機関や事業主の任意です。

 いわゆる「デフォルト商品」を設定できるようにしたものです。これは、従来、通知においてできるとされていたのを法定したものです。

## (7) 指定運用方法が提示されている場合の運用の指図の特例 (法25条の2)

① 次のいずれかに掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める日から起算して**3カ月以上**で企業型年金規約で定める期間（「**特定期間**」といいます）を経過してもなお企業型記録関連運営管理機関等が企業型年金加入者から**運用の指図を受けないときは**、当該企業型記録関連運営管理機関等は、②の事項及び当該指定運用方法を当該企業型年金加入者に**通知**しなければならないこととされました。

i) 「指定運用方法の選定」の規定により指定運用方法が提示されている場合であって、企業型年金加入者がその資格を取得したとき


➡ その後最初に事業主掛金又は企業型年金加入者掛金（「事業主掛金等」といいます）の納付が行われた日



ii) 企業型年金加入者がその資格を取得している場合であって、「指定運用方法の選定」の規定により指定運用方法が提示されたとき

➡ その後最初に事業主掛金等の納付が行われた日

- ② この通知を受けた企業型年金加入者が特定期間を経過した日から**2週間以上**で企業型年金規約で定める期間（「**猶予期間**」といいます）を経過してもなお**運用の指図を行わない**ときは、当該企業型年金加入者は、当該通知に係る指定運用方法を選択し、かつ、当該指定運用方法にその未指図個人別管理資産の全額を充てる運用の指図を行ったものとみなすこととされました。


**ポイント**  「未指図個人別管理資産」とは、個人別管理資産のうち、通知に係る猶予期間が終了する日までに運用の指図が行われていないもの及び同日後に納付される事業主掛金等について運用の指図が行われていないものをいいます。

#### (8) 確定給付企業年金の加入者となった者の個人別管理資産の移換(法54条の4)


企業型年金の**企業型年金加入者であった者**（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）は、**確定給付企業年金の加入者の資格を取得した**場合であって、当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、当該企業型年金の資産管理機関からその個人別管理資産の移換を受けることができる旨が定められているときは、当該企業型年金の資産管理機関にその**個人別管理資産の移換を申し出ることができる**。

#### 解説

改正確定拠出年金法では、制度間のポータビリティを拡充し、老後の所得確保に向けた継続的な自助努力を行う環境の整備を行っています。その1つとして、企業型年金の**企業型年金加入者であった者**（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限ります）が**確定給付企業年金の加入者の資格を取得した**場合、申出を要件として、その**個人別管理資産を移換**することができることとしました。

**ポイント**  企業型年金の資産管理機関は、この申出があったときは、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該申出をした者の個人別管理資産を移換します。



**ポイント**  個人型年金においても、この個人別管理資産の移換の規定に準じた規定が設けられています（法74条の4）。

### (9) 退職金共済契約の被共済者となった者等の個人別管理資産の移換（法54条の5）

実施事業所の事業主が会社法その他の法律の規定による合併、会社分割その他の行為として厚生労働省令で定める行為（以下この条において「**合併等**」という。）をした場合であって、当該合併等に係る事業主が、当該合併等により企業型年金の**企業型年金加入者の資格を喪失した者**を中小企業退職金共済法第2条第7項に規定する被共済者として同条第3項に規定する**退職金共済契約を締結**するときは、当該事業主は、当該企業型年金加入者であった者の**同意**を得て、当該企業型年金の資産管理機関に独立行政法人勤労者退職金共済機構（次条において「**機構**」という。）への当該同意を得た企業型年金加入者であった者の**個人別管理資産の移換を申し出る**ことができる。

#### 解説

合併等を行った事業主が中小企業者である場合、中小企業退職金共済制度と企業年金制度との間で、資産移換を行うことができるようにしました。

この移換は、合併等に係る事業主が、当該合併等により**企業型年金加入者の資格を喪失した者**を中小企業退職金共済制度の被共済者として**退職金共済契約を締結**するときであって、当該加入者であった者の**同意**を得た場合に限り行うことができます。


## (10) 中小事業主掛金 (法 68 条の 2)

**中小事業主**は、その使用する第 1 号厚生年金被保険者である**個人型年金加入者**が前条第 1 項の規定により掛金を拠出する場合（第 70 条第 2 項の規定により当該**中小事業主を介して納付を行う場合に限る。**）は、当該第 1 号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該第 1 号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該第 1 号厚生年金被保険者の過半数を代表する者の**同意**を得て、政令で定めるところにより、**年1回以上、定期的に、掛金を拠出**することができる。

### 解説

企業型年金を実施していない中小企業が、従業員の老後の所得確保に向けた支援を行うことができるよう、その従業員の掛金との合計が個人型年金の拠出限度額の範囲内で個人型年金に加入する従業員の掛金に追加して、事業主が掛金を拠出することができるようにしました。

この掛金の拠出は、個人型年金加入者が中小事業主を介して掛金の納付を行う場合に限って行うことができ、また、第 1 号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合等の同意（「過半数労働組合等の同意」といいます）が必要です。

**ポイント**  「中小事業主」とは、企業型年金及び確定給付企業年金を実施していない厚生年金適用事業所の事業主であって、その使用する第 1 号厚生年金被保険者の数が **100 人以下**のものをいいます（法 55 条 2 項）。

### 中小事業主掛金について

- ① この規定による掛金を「中小事業主掛金」といい、中小事業主は、中小事業主掛金を拠出する場合には、中小事業主掛金の拠出の対象となる者について、**一定の資格**を定めることができます。この場合において、中小事業主は、過半数労働組合等の同意を得なければなりません。
- ② 中小事業主が①の資格を定める場合にあつては、当該資格は、特定の者について不当に差別的なものであってはならないとされています。

- ③ 中小事業主掛金の額は、個人型年金規約で定めるところにより、中小事業主が決定し、又は変更することとされていますが、中小事業主は、中小事業主掛金の額を決定し、もしくは変更したとき、又は中小事業主掛金を拠出しないこととなったときは、中小事業主掛金の拠出の対象となる者に通知しなければなりません。
- ④ 中小事業主が中小事業主掛金を拠出するときは、あらかじめ、その名称、住所その他厚生労働省令で定める事項を**厚生労働大臣及び国民年金基金連合会**に届け出なければならず、当該届出をした中小事業主は、その届け出た事項に変更があったとき、中小事業主掛金を拠出しないこととなったときその他厚生労働省令で定めるときは、遅滞なく、その旨を**厚生労働大臣及び国民年金基金連合会**に届け出なければならないこととされています。

#### (11) 拠出限度額（法 69 条）

中小事業主が中小事業主掛金を拠出する場合にあっては、個人型年金加入者掛金の額と中小事業主掛金の額との合計額の総額が、拠出限度額を超えてはならないこととされています。

#### (12) 中小事業主掛金の納付（法 70 条の 2）

中小事業主は、第 68 条の 2 第 1 項の規定により中小事業主掛金を拠出するときは、個人型年金規約で定めるところにより、連合会に納付するものとする。

#### 解説

中小事業主は、中小事業主掛金を拠出するときは、国民年金基金連合会に納付することとされています。

国民年金基金連合会は、この納付を受けたときは、各個人型年金加入者に係る個人型年金加入者掛金の額を個人型記録関連運営管理機関に通知しなければならないこととされています。


**(13) 企業型年金加入者となった者の個人別管理資産の移換** (法 80 条)

- ① 次の各号に掲げる者（当該企業型年金又は個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。）が甲企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した場合において、甲企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等に対し、その個人別管理資産の移換を申し出たときは、当該各号に定める者は、当該申出をした者の個人別管理資産を甲企業型年金の資産管理機関に移換するものとする。
- i) 乙企業型年金の企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者  
乙企業型年金の資産管理機関
  - ii) 個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者 連合会
- ② 前項第 1 号に掲げる者（企業型年金の障害給付金の受給権を有する者を除く。）が甲企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した場合であって、乙企業型年金の企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して**6月を経過**してもなお乙企業型年金に個人別管理資産があるときは、乙企業型年金の資産管理機関は、当該個人別管理資産を甲企業型年金の資産管理機関に移換するものとする。

**解説**

①については、従来、申出をすることなく、資産管理機関に個人別管理資産が移換されることとされていたものを、申出に基づくこととしました。

②は新たに設けられた規定で、申出なく個人別管理資産を移換することとしたものです。

 従来、企業型確定拠出年金の加入者が加入者資格を喪失し、本人の申出により 6 カ月以内に他の確定拠出年金への移換等の手続を行わなかった場合、個人別管理資産は国民年金基金連合会へ自動的に移換され、本人は自動移換者となりました。

これを、企業型確定拠出年金の加入者が加入者資格を喪失した後に、本人の申出による手続が行われない場合であっても、所定の要件のもと、自動移換者とならず、他の企業型確定拠出年金又は個人型確定拠出年金へ移換されることとしました。

また、自動移換者となった後に、他の企業型確定拠出年金の加入者資格を取得

した場合や個人型確定拠出年金の加入者等の資格を取得した場合、所定の要件のもと、本人の申出がなくても、それぞれの確定拠出年金の制度へ移換されることとしました。

これは、自動移換されると運用の指図が行えなかったり、加入者期間に算入されないなどのデメリットがあることから見直しをしたものです。